

介護予防・日常生活支援総合事業 申請要領（指定・更新等）

くすのき広域連合では、指定事業者制度により介護予防・日常生活支援総合事業として、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA（緩和型）、通所介護相当サービス、通所型サービスA（緩和型）、通所型サービスC（短期集中型）についての事業者の指定を行っています。

※通所型サービスC（短期集中型）については別途ご案内します。

新規指定について

■総合事業の指定等スケジュールについて

申請手続きについては、予約制としております。必ず電話で予約のうえ、申請書類をくすのき広域連合事業課までご持参ください。事前の相談もお受けしますが、予約なく来所いただいても対応できかねますのでご注意ください。

※書類提出に際しては、申請者控えを1部ご用意ください。

●通所型サービスの事前協議について

通所型サービスの申請には事前協議が必要です。ただし、過去に介護予防通所介護等の指定を受けたことがあり、建物の構造、設備、専用区画の変更を伴わない場合は不要です。また、介護給付の通所介護と一体的に運営する場合は、介護給付の指定権者（都道府県又は権限移譲先市町村）による事前協議を終了することにより施設基準等に適合しているものとみなします。（事前協議不要）

申請予約・問い合わせ 電話番号

06 - 6995 - 1515（事業課）

指定日	毎月1日付け
指定申請の受付期間	指定を希望する月の前々月の20日から前月10日まで（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く） ・受付期間に収受し補正が完了したのものについて、翌月1日付けで指定します。 例）4月1日に指定を受けるためには、3月10日には指定申請の補正が完了している必要があります。
通所型サービスの事前協議～指定受付	指定を希望する月の前々月の20日までに事前協議を終了する必要がありますので、 <u>必ずお電話で問い合わせください。</u> 例）4月1日に指定を受けるためには、2月20日には事前協議が終了している必要があります。その後、上記の指定申請の手続き。（現地調査あり）

締切直前は予約が集中して、ご希望の月の指定に間に合わない事態も想定されますので、お早めにご相談ください。

地域密着型通所介護の指定を新規に受けると同時に通所介護相当サービス・通所型サービスA（緩和型）、通所型サービスC（短期集中型）の指定を希望される場合は、必要な手続きやスケジュールが異なりますので、別途ご相談ください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について【総合事業】

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出に際して、サービス提供体制強化加算を取得する事業者は、以下の必要書類を添付して提出してください。

1 加算

項目	必要書類
サービス提供体制強化加算 (通所介護相当サービス・通所型サービスC（短期集中型）)	・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況一覧表 ・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・誓約書（サービス提供体制強化加算用）

2 算定要件

「くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の制定に伴う実施上の留意事項について」を参照

法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について

法人の「定款」や事業所の「運営規程」及び「重要事項説明書」の作成に際しては、以下の点にご留意ください。

I. 法人の定款

次の記入例を参考に、事業目的に新総合事業を行う旨を新たに位置づけてください。

記載例：「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

「介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業」

※ 定款の変更にあたっては、所管する行政機関がある場合、事前に確認しておいてください。

II. 運営規程、重要事項説明書、契約書

■作成にあたっての留意点について

サービス名を「第1号訪問事業」や「第1号通所事業」として表記してください。

(参考：ホームページに見本を掲載しています)

※介護予防で使用していた運営規程、重要事項説明書、契約書をそのまま使用することはできません。サービス名の表記を次のように変更してください。

「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業」

「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」

- ・ 運営規程、重要事項説明書は整合性のあるものとし、次の項目を記載してください。

1	事業者、事業所の概要（名称、所在地、連絡先など）
2	通常の事業の実施地域
3	事業の目的及び運営方針
4	提供するサービスの内容
5	営業日及び営業時間
6	事業所の職員体制及び管理者氏名
7	利用料及びその他の費用の額
8	利用料の請求及び支払い方法
9	衛生管理
10	緊急時における対応方法
11	事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）
12	非常災害対策
13	苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口・連絡先（事業者、くすのき広域連 合本部及び支所（利用者の保険者）、大阪府国民健康保険団体連合会など）
14	秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）
15	高齢者虐待防止
16	サービス提供の記録
17	サービス利用にあたっての留意事項

■ 記載内容を変更する際の留意点

同意済みの重要事項説明書等の記載内容の一部が変わる場合は、改めて作成し署名をいただくか、変更部分のみを記載した覚書等を取り交わす対応でも可能です。

※ 本人以外（代筆・代理人等）の記名捺印欄には「続柄」を入れてください。

※ 契約締結にあたっては、誤解が生じないよう、重要事項説明書の内容を丁寧に説明し、同意いただいたうえで署名をいただくようにしてください。

指定の変更について

申請内容に変更があった場合は、変更日から10日以内に「くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業所変更届出書」（様式第2号）および必要な添付書類を提出してください。

※添付書類については、別紙「変更届提出書類一覧」をご確認ください。

指定の廃止・休止・再開について

指定事業を廃止・休止・再開する場合は、「くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業 廃止・休止・再開届出書」（様式第3号）および添付書類を届出期限までに提出してください。

※各様式はくすのき広域連合のホームページからダウンロードできます

届出内容 届出期限	添付書類
廃止 (1ヶ月前)	指定書（原本） 利用者に対する措置状況（任意様式）（注1） ※指定書（原本）を提出できない場合は理由書を添付してください。
休止 (1ヶ月前)	指定書の写し 利用者に対する措置状況（任意様式）（注1） 再開に向けた取り組み計画書（任意様式） 求人票の写し（注2）
再開 (再開前)	指定に係る記載事項（付表1-1～付表3-1のいずれか） 管理者経歴書（参考様式2-2） 資格証の写し 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） 運営規程 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（参考様式8-43） 変更届出書類（様式・添付書類） ※休止の内容によって、その他必要書類を求める場合があります。

（注1）利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。

廃止・休止・再開届出書(様式第3号)の「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要。

（注2）休止の原因が従業員の不足によるもので、再開に向けてハローワーク等に求人募集をしている場合に添付してください。

指定の更新について

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービスの質を確保するため、事業者が指定基準を遵守しているかを定期的に確認する指定の更新制が導入されました。一定期間（6年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなりますので、必ず更新申請を行ってください。

更新申請については、**郵送**で更新申請必要書類をくすのき広域連合事業課へご提出ください。

送付先	〒570-0033 守口市大宮通1丁目13番7号 くすのき広域連合 事業課 宛
-----	---

更新申請の 受付期間	<p>【受付期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新月の前々月の20日から前月10日まで（必着） <p>例）12月31日に有効期間が満了し1月1日付けで更新する場合は、11月20日から12月10日までに更新申請を行い補正が完了している必要があります。</p>
---------------	---

※各様式はくすのき広域連合のホームページからダウンロードできます

更新申請必要書類（総合事業の各サービス共通）

くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業所更新申請に係る必要書類一覧

主たる事業所の名称（事業所番号）	()
------------------	-----

・確認欄にチェックしてください

番号	書類名	確認	様式 <small>※記載のないものは任意様式</small>	備考
1	くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業所更新申請に係る必要書類一覧		この様式	
2	くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定（更新）申請書		様式第1号	
3	くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項		付表1-1、付表2-1、付表3-1	該当サービスのいずれかを提出
4	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表		参考様式1	
5	資格証の写し			訪問型サービスは全員分
6	役員名簿		参考様式9	
7	運営規程			
8	重要事項説明書			
9	介護保険法第115条の45の5第2項の指定基準を満たす旨の誓約書		参考様式2	
10	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表		別紙1-1、別紙1-2	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」を参照 ※訪問Aは提出不要